

福岡県県土整備部・建築都市部公共事業の再評価実施要領

第1 目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、再評価を実施する。再評価は、事業採択後一定期間を経過した後も未着工である事業、事業採択後長期間が経過している事業等の評価を行い、事業の継続に当たり、必要に応じその見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するものである。

第2 再評価の対象とする事業の範囲

対象とする事業は、福岡県県土整備部及び福岡県建築都市部が事業主体となって実施する公共事業のうち維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除く全ての事業とする。

別紙－1に代表的な事業を示す。

第3 再評価を実施する事業

再評価を実施する事業は、以下の事業とする。

ただし、国において当該事業を所管する省庁から別に再評価の対象事業要件が示された場合は、その要件に従って再評価を実施する。

1 事業採択後一定期間を経過した後も未着工の事業

この場合において、「事業採択」とは、「事業費が予算化された時点」とする。なお、県単独事業等においては「事業採択」を「用地補償費または工事費が予算化された時点」に読み替えることができるものとする。また、「一定期間」とは、「5年間」、「未着工の事業」とは、「用地買収手続きと工事のいずれにも着手していない事業」とする。なお、土地区画整理事業、市街地再開発事業については、権利変換等が実施されている場合は、「未着工の事業」とはしないものとする。

なお、事業採択後5年間を経過した時点で着工済みの事業についても、再評価の実施主体は事業の進捗状況、地元情勢等により事業が順調に進展しているかどうかを確認し、再評価の実施の必要性を判断するものとする。

2 事業採択後長期間が経過している事業

この場合において、「長期間が経過している事業」とは、「10年間が経

過した時点で、一部供用されている事業を含め、継続中の事業」とする。ただし、補助事業において、「長期間」とは「5年間」とする。

3 事業採択前の準備・計画段階で一定期間が経過している事業

事業採択前の準備・計画段階で個別箇所が明確になる事業については、再評価を実施するものとする。この場合において、「準備・計画段階」とは、「道路事業及び街路事業については、高規格幹線道路、地域高規格道路、連続立体交差事業等の大規模な事業箇所では着工準備費が予算化された時点から事業採択に至るまでの段階、ダム事業については、実施計画調査費が予算化された時点から河川整備計画に位置づけられるまでの段階」とし、「一定期間」とは、「5年間」とする。

4 再評価実施後一定期間が経過している事業

再評価実施後一定期間が経過している事業については、事業期間等を考慮し、再評価を実施することとする。

この場合において、「再評価実施後一定期間が経過している事業」とは「再評価実施後に別紙-2に示す期間を経過した時点で継続中又は未着工の事業（一部供用事業を含む。）」を示すものとする。

5 留意事項

- (1) 社会的状況の急激な変化等により、再評価の実施主体が再評価を実施する必要があると判断した場合には、随時再評価を実施するものとする。
- (2) 事業費又は着工準備費が予算化された後、都市計画の決定又は変更が行われた事業については、「事業採択」の定義の「事業費が予算化された時点」又は「準備・計画段階」の定義における「着工準備費が予算化された時点」を「都市計画の決定又は変更が行われた時点」に読み替えることができるものとする。なお、下水道事業については、「下水道法に基づく事業計画の変更が行われた時点」に読み替えることができるものとする。

第4 再評価の実施時期

再評価の実施時期は以下のとおりとする。

- 1 事業採択後一定期間を経過した後も未着工の事業にあつては、事業採択後5年目の年度末までに実施する。

- 2 事業採択後長期間が経過している事業にあつては、事業採択後10年目の年度末までに実施する。ただし、補助事業にあつては、事業採択後5年目の年度末までに実施する。
- 3 事業採択前の準備・計画段階で一定期間が経過している事業にあつては、道路・街路事業については着工準備費、ダム事業については実施計画調査費の予算化後5年目の年度末までに実施する。
- 4 再評価実施後一定期間が経過している事業等にあつては、再評価実施時から別紙-2に示す期間経過後の年度末までに実施する。

第5 再評価の実施及び結果等の公表

1 再評価の実施方法

(1) 再評価の実施主体は福岡県県土整備部及び建築都市部とする。

(2) 再評価実施主体の役割

再評価実施主体は再評価に係る資料の作成を行うとともに、国庫補助事業については対応方針を決定して所管する国の機関に送付し、必要な場合は補助金交付等に係る要求(一般国道の新設、改築に係る大臣認可申請を含む。)を行うものとする。県単独事業については対応方針を決定し、必要な場合は予算化を行うものとする。

(3) 実施方法

事業を所管する課は、再評価を行うに当たって必要となるデータの収集、整理等を行い、事業の継続又は中止等の方針の原案を作成する。

(4) 対応方針の決定

再評価の実施主体は、事業再評価検討委員会より意見を得た場合は、これを尊重し、対応方針を決定するものとする。

(5) 河川事業、ダム事業の取扱い

河川事業、ダム事業における再評価の実施手続きについては、河川法に基づく河川整備計画の策定・変更の規定等によるものとする。

2 再評価の視点

評価を行う際の視点は以下のとおりとする。

(1) 事業の進捗状況

(2) 事業を巡る社会経済情勢等の変化

- (3) 事業採択時の費用対効果分析の要因の変化
- (4) コスト縮減や代替案立案等の可能性

3 再評価の結果並びに対象事業に係る対応方針については、公表するものとする。

第6 事業再評価検討委員会

1 事業再評価検討委員会の設置

再評価の実施主体の長は、再評価の実施に当たり第三者の意見を聴くために、学識経験者等から構成される委員会（以下「事業再評価検討委員会」という。）を設置するものとする。

2 事業再評価検討委員会事務局

事業再評価検討委員会県土整備部事務局を企画課内に、事業再評価検討委員会建築都市部事務局を建築都市総務課内に置く。また、道路事業事務局、河川事業事務局、港湾事業事務局をそれぞれ道路建設課企画調査係内、河川整備課整備第一係内、港湾課港湾係内に置き、建築都市部事業事務局を建築都市部各事業課内に置く。

3 事業再評価検討委員会における検討対象事業

事業再評価検討委員会は、再評価の実施主体が再評価を実施する全ての事業の対応方針（原案）について検討するものとする。

4 事業再評価検討委員会の役割

事業再評価検討委員会は、再評価の実施手続き及び当該事業に関して事業再評価検討委員会に提出された対応方針（原案）に対して検討を行い、不適切な点又は改善すべき点があると認めたときは、意見を述べる。

5 事業再評価検討委員会における検討方法

検討方法は、事業再評価検討委員会が決定する。その際、検討過程の透明性を確保するとともに、事業の特性や技術的判断等が反映可能な運営となるよう配慮するものとする。

6 事業再評価検討委員会の意見の尊重

再評価の実施主体の長は、事業再評価検討委員会より意見を得た場合は、これを尊重し、対応を図るものとする。

7 河川整備計画の策定・変更及び点検の手続きによる場合の取扱い

河川事業、ダム事業については、河川整備計画の策定・変更及び計画内容の点検の際、河川法に基づき、学識経験者、関係住民、地方公共団体の長の意見を聴くに当たって、学識経験者等から構成される委員会等が設置される場合は、事業再評価検討委員会に代えて、当該委員会において審議を行うものとする。

第7 市町村（政令市を除く）が実施する事業の取扱い

国土交通省が所管する公共事業のうち市町村（政令市を除く。）が事業主体となって実施する国庫補助事業については、依頼があれば当該事業再評価検討委員会において検討できるものとする。

附 則

本要領は、平成10年10月22日から施行する。

附 則

本要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

本要領は、平成17年1月27日から施行する。

附 則

本要領は、平成18年10月10日から施行する。

附 則

本要領は、平成20年9月9日から施行する。

附 則

本要領は、平成27年4月10日から施行する。

附 則

本要領は、平成30年8月9日から施行する。

再評価の対象とする代表的な事業

- ① 都市公園等事業
- ② 土地区画整理事業
- ③ 下水道事業
- ④ 市街地再開発事業
- ⑤ 河川事業
- ⑥ ダム事業
- ⑦ 砂防・地すべり対策・急傾斜地崩壊対策・雪崩対策・海岸事業
- ⑧ 道路、街路事業
- ⑨ 公営住宅整備事業等
- ⑩ 住宅宅地関連公共施設整備促進事業
- ⑪ 住宅市街地整備総合支援、密集住宅市街地整備促進、住宅地区改良事業等
- ⑫ 港湾事業

「再評価実施後一定期間」の定義

事業名	一定期間
都市公園等事業	5年
土地区画整理事業	5年
下水道事業	10年
市街地再開発事業	5年
河川事業	5年
ダム事業	5年
砂防・地すべり対策・急傾斜地崩壊対策・雪崩対策・ 海岸事業	5年
道路、街路事業	5年
公営住宅整備事業	5年
住宅宅地関連公共施設整備促進事業等	5年
住宅市街地整備総合支援、密集住宅市街地整備促進、 住宅地区改良事業等	5年
港湾事業	5年

注) 平成10年度に再評価を実施した事業については、必要に応じて、本表に示す期間内に再評価を実施することができる。